

第3章 松本市農林業振興の施策

【基本施策：8つの柱】

松本市農林業振興計画

1 農業の生産振興及び高付加価値化

基幹産業としての能力の向上を目指し、営農技術の向上や施設の維持・増強を進めるとともに、松本産農作物の高付加価値化の推進によって、産地間競争で優位となるブランド力を養い、地域の特性に応じた持続可能な農業を推進します。

2 担い手及び組織・人材の育成

農林業の原動力は人材と組織の力です。高齢化や地域特性などを踏まえ、多様な人材が意欲的に農林業の営みにかかわり、組織として効率良く、地域農業の振興を目指した人材と組織の育成を図る施策を展開します。

3 農業生産基盤の整備

農地、用排水施設及び農道等の整備による安定的な生産及び自然災害等の被害防止のための施策を展開します。

4 農地の保全及び集積・集約

農地の多面的機能が発揮され、農業の生産基盤として利活用が図られるよう、農地の維持及び優良農地を保全するための施策を展開します。

5 地産地消、消費拡大及び食育の推進

消費者の期待と信頼が寄せられる産地の確立を目指し、松本産農畜産物の更なる品質向上、消費拡大、高付加価値化を進めるとともに、新鮮で安全な食の確保と地域の活性化、食文化の伝承等の観点から地産地消と食育を推進し、経済の好循環を生み出す農業を育みます。

6 農山村資源の活用

農林業の営みによって発揮される農業・農村の多面的機能の効果は、地域のみならず本市全体に波及しています。この農山村の持つ貴重な恵みを様々な視点から活用する施策の展開を図ります。

7 鳥獣の生息管理

野生鳥獣による農林作物への被害対策を「鳥獣生息管理」という観点で捉えた施策の展開を図ります。

8 林業の振興及び森林整備

松本市森林整備計画に基づき、森林の持つ多面的な機能が、総合的かつ高度に発揮される状態が持続できるように施策の展開を図ります。

【個別施策：35】

| | |
|------------------------------|------------------------|
| 1 - 1 農産物の振興 | 農作物の生産振興を推進します。 |
| 1 - 2 畜産 | 畜産経営の高付加価値化等を推進します。 |
| 1 - 3 環境農業 | 資源循環型農業の再生を図ります。 |
| 1 - 4 6次産業化の推進 | 新たな産業や需要の創出を目指します。 |
| 2 - 1 担い手農業経営者の育成 | 経営者の育成と確保を図ります。 |
| 2 - 2 多様な人材の確保 | 農業の発展を継続的に支える施策を進めます。 |
| 2 - 3 地域営農システムの推進 | 持続可能な地域農業へ結び付けるよう努めます。 |
| 2 - 4 経営支援 | 機械等整備費の助成や人的支援をします。 |
| 2 - 5 林業就業者の育成 | 林業の担い手確保に努めます。 |
| 3 - 1 農業用排水施設整備 | 施設整備により、農地の高度利用を図ります。 |
| 3 - 2 農道整備 | 老朽化してきた農道の整備に努めます。 |
| 3 - 3 土地基盤整備 | 農作業の生産性向上を目指します。 |
| 3 - 4 ため池整備 | 災害に強いため池の整備を推進します。 |
| 3 - 5 農地防災の整備 | 自然災害発生を防止するための対策を進めます。 |
| 4 - 1 遊休荒廃農地 対策 | 農地の多面的機能の復元等を推進します。 |
| 4 - 2 農地流動化の推進 | 農地流動化を進め、遊休荒廃化防止に努めます。 |
| 4 - 3 農地パトロール | 農地の適正な管理に努めます。 |
| 4 - 4 優良農地の確保 | 農地転用を制限し、優良農地の保全に努めます。 |
| 4 - 5 農村地域の共同活動 | 農地の機能や景観を保全する支援を進めます。 |
| 5 - 1 農畜産物マーケティングの推進 | 農畜産物のブランド化、消費宣伝を進めます。 |
| 5 - 2 地産地消 | 地場農畜産物の地産地消を推進します。 |
| 5 - 3 食育の推進 | 関係団体等と連携して食育を推進します。 |
| 5 - 4 農畜産物輸出促進 | 農畜産物の海外市場開拓等に努めます。 |
| 5 - 5 公設地方卸売市場施設整備 | 安全・安心な生鮮食料品等の流通に努めます。 |
| 6 - 1 クラインガルテン・農山村体験・森林資源の活用 | 農村都市交流で農山村の活性化を推進します。 |
| 6 - 2 市民農園 | 市民が農業に親しむ機会を提供します。 |
| 6 - 3 再生可能エネルギー 活用の促進 | 木質バイオマス利用促進に努めます。 |
| 7 - 1 被害防除 | 野生鳥獣による農作物被害に対策を講じます。 |
| 7 - 2 個体数調整 | 鳥獣被害の削減に努めます。 |
| 8 - 1 森林造成 | 森林の持つ機能を維持・増進を図ります。 |
| 8 - 2 里山づくり | 市民参加による里山再生を推進します。 |
| 8 - 3 松くい虫防除 | 森林病害虫防除法に基づき駆除を実施します。 |
| 8 - 4 地域材の活用 | 松本産カラマツ等地域材の活用を推進します。 |
| 8 - 5 治山 | 災害に強い森林づくりを目指します。 |
| 8 - 6 路網整備 | 作業に応じた路網整備を計画的に推進します。 |